

証券コード 3178

2023年6月5日

(電子提供措置の開始日2023年5月28日)

株 主 各 位

東京都墨田区亀沢一丁目1番15号

チムニー株式会社

代表取締役社長 茨田 篤司

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第15期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.chimney.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「ニュースリリース」の順に選択いただき、ご確認ください)

また、上記のほかインターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「チムニー」またはコードに当社証券コード「3178」を入力・検索後、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月19日(月曜日)午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月20日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。）
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
KFC Hall&Rooms 10階 Room 10 A
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 合併契約承認の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席をいただくことが可能です。ただし代理権を証明する書類の提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
 - 本年も株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和され、景気は持ち直しの動きが見られましたが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や為替相場の変動などにより原材料、エネルギー価格、物流コスト等が上昇するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、4月から6月においては経済活動の正常化が進み、売上高に緩やかな回復が見られましたが、6月下旬頃から感染者数が増加すると、大人数での会食や宴会に対する自主的な自粛の雰囲気が高まり、宴会のキャンセルが相次ぐなど、居酒屋業態は厳しい状況が続きました。しかし、その後は感染者数の減少に伴い、9月以降の売上高は回復基調にあります。

このような状況のなか、当社グループはお客様と従業員の安全・安心を第一として、感染拡大防止と経済活動の両立を図りながら営業に努めてまいりました。また、原材料及びエネルギー価格等の上昇への対応も必要不可欠となっております。コロナ前及びコロナ禍を経て、お客様のライフスタイルや価値観が変化し、個店ごとの存在価値を高めていくことが重要となっているなか、居酒屋需要が回復基調に転じた後は、変化するお客様のニーズを先読みした集客対策を実施してきました。ハレの日需要、プチ贅沢、御馳走需要への高まりに 대응するため、「ぶり」と「ひらまさ」のハイブリッド養殖魚「ぶりひら」、「店仕込み 大粒カキフライ」、「生白子とあん肝の『背徳』海鮮鍋」、「かつおのレアカツ」、「低温調理牛タン」など、食材と調理方法にこだわった商品価値を訴求したフェアを実施いたしました。また、「からあげ」は美味しさへのさらなる追求を行い、「第14回からあげグランプリ（日本唐揚協会主催）」において、「塩ダレ部門（2年連続）」「東日本しょうゆダレ部門」「手羽先部門」の3部門で金賞を受賞することができました。

宴会ニーズの変化スピードも速く、少人数から大人数需要へ、席予約からコース宴会予約へ、個室需要の高まりなど、その時々々のニーズに先回りした、ターゲット別に開発した商品の打ち出しを行い、集客に活かしてきました。

WEB販促関連におきましては、本部主導でWEBページなどを集中改善し、従来のグルメサイトからSNSやGoogleなどの活用にシフトし、新たな顧客層へのリーチを行い、その効果改善に努めました。また、大人気YouTubeとのコラボ商品「本当に食べたい海鮮丼『味の激流丼』」の販売を実施し、SNSでの拡散により新たな顧客層の認知、獲得にも挑戦いたしました。

さらに政府による水際対策の緩和後は、いち早く「渉外担当」を設置して、旅行会社への営業を行いました。コロナ禍で減少した「大型店舗」の特性を活かし、インバウンド団体や国内旅行団体の集客は順調に推移しました。

営業の正常化に伴い、最重要課題として取り組んだことは、QSCAレベルの向上であります。商品価値の向上を目的として、「美味しい生ビールキャンペーン」を実施するとともに、接客力の向上を目的として、「販売コンテスト」を実施いたしました。また、お客様へのサービスを充実するため、積極的にキャスト（アルバイト・パート）採用、教育に注力し、スマホ上で教育動画を視聴する仕組みを構築しております。スキマ時間を活用したアルバイト採用にも積極的に取り組み、採用困難な店舗における人財を確保しております。お客様からより多くの「ありがとう」をいただくためには、教育のほか、従業員がいきいきと働くことができる職場環境が重要であり、引き続き、従業員満足度の向上にも取り組んでまいります。

新しい取り組みとしましては、外部への販売（店舗以外における物品販売）に注力し、BtoC（個人向けインターネット販売）であるチムニーマーケットの商品の充実を図るとともに、BtoB（外部の事業者向け）の営業を強化しております。

店舗開発としましては、コロナ禍であることを考慮し、当社直営店の新規出店はありませんでしたが、お客様に居心地の良い空間を提供するため、店舗のブラッシュアップをすすめてまいりました。業態転換及びリフレッシュ改装では、当社の強みである魚をメインとした「魚屋」業態は、お客様にご好評をいただいております。今後も必要に応じて業態転換及びリフレッシュ改装を進めていく予定です。

各種値上がりへの対応としましては、前期において推進してきました配膳ロボット（当期末 当社グループ計67店舗）、スマホオーダー（当期末 当社グループ計129店舗）、モバイルPOS（当期末 当社グループ計86店舗）の導入などのDX推進を継続するとともに、業態転換及びリフレッシュ改装に際しても、従業員の作業動線を改善するなど、生産性の向上に努めております。また、原材料価格の上昇に対しては、商品売価、メニュー粗利ミックスの見直しを実施したほか、メニューパターン数を集約し、共通食材を増加させることにより食材アイテム数を集約して、コストの上昇を最小限に抑制するように努めました。コロナ禍において引き下げを実現した損益分岐点売上高については、その維持に努めるとともに、引き下げの努力を継続しております。

コントラクト事業におきましては、感染拡大の防止に努めながら、引き続き、安全・安心な「また行きたくなる店舗づくり」を心掛けております。新規出店としましては、温浴施設「極楽湯」内に5店舗の食堂をオープンいたしました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は20,155百万円（前年同期比99.4%増）、営業損失は1,667百万円（前年同期は4,582百万円の営業損失。但し、新型コロナウイルス対応による損失を販管費から特別損失に振り替える前の営業損失は5,860百万円）、経常損失は1,635百万円（前年同期は3,252百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,016百万円（前年同期は1,227百万円の純利益）となりました。

当連結会計年度は、行動制限の解除により売上高は徐々に回復してきましたが、回復の速度が緩やかであるため、損益分岐点売上高には届かなかったことや、新型コロナウイルス拡大防止協力金等の計上が減少したこと等により上記の業績となっております。しかしながら、下期以降、徐々に営業が正常化した結果、上期は売上高8,803百万円、営業損失1,489百万円でしたが、下期は売上高11,352百万円、営業損失177百万円となり、業績は回復傾向にあります。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度中において金融機関へ3,147百万円の返済を行い、当連結会計年度末の借入金残高は、9,126百万円となっております。また、リース会社に対する債務はリース残高が31百万円となっております。

② 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、302百万円で改装、業態転換による内装等の設備投資であります。なお、設備投資額には、差入保証金41百万円が含まれております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 2019年度	第 13 期 2020年度	第 14 期 2021年度	第 15 期 2022年度
売 上 高 (千円)	41,107,273	13,229,571	10,108,369	20,155,749
経常利益又は経常損失(△) (千円)	36,644	△4,553,447	3,252,666	△1,635,719
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (千円)	△2,812,017	△9,004,328	1,227,055	△2,016,594
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△146.44	△467.83	63.60	△104.52
総 資 産 (千円)	20,530,714	20,083,529	22,900,521	18,040,820
純 資 産 (千円)	14,007,483	4,978,503	6,487,505	4,228,844
1株当たり純資産額 (円)	728.50	257.85	336.09	219.03

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 2019年度	第 13 期 2020年度	第 14 期 2021年度	第 15 期 2022年度
売 上 高 (千円)	39,282,463	12,005,666	9,442,147	18,596,325
経常利益又は経常損失(△) (千円)	449,612	△4,301,778	2,722,652	△1,528,910
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△2,682,559	△8,893,035	982,662	△1,899,693
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△139.70	△462.05	50.93	△98.46
総 資 産 (千円)	20,236,693	19,805,303	22,342,650	17,702,170
純 資 産 (千円)	14,039,087	5,087,009	6,369,356	4,230,828
1株当たり純資産額 (円)	730.36	263.67	330.13	219.29

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は、当連結会計年度におきましても引き続き感染の拡大と収束を繰り返す推移となりました。しかしながら、行動制限の緩和やインバウンド（訪日外国人）の増加等から、景気は持ち直す方向となりました。一方、原材料価格、エネルギー価格、物流コストの上昇が続いており、当社グループも大きな影響を受けております。当社グループといたしましては、どのような環境にあっても、その変化やお客様のニーズを的確に捉え、価値あるものをお客様へ提供し、サービスレベルのアップと従業員満足度/エンゲージメント向上への取り組みを絶え間なく続けていくことが重要であると考えております。

具体的に対処すべき課題といたしましては、以下の点を重視して行動してまいります。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、わが国において経済活動や消費者の消費行動に大きな影響を与えました。今後につきましては、感染拡大の防止と経済活動の両立が定着し、新型コロナウイルス感染症は徐々に収束し、売上高は緩やかに回復していくものと想定しております。また、利益におきましては状況の長期化に備えて、不採算店舗の閉店、販管費の見直し等により損益分岐点売上高の引き下げを図り、その継続に努めております。

したがいまして、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

② 安心してご来店いただける体制の継続（「安全」「安心」の定着）

当社におきましては、安全確保のため、仕入食材の品質管理、配送段階における温度管理と鮮度の維持、加工段階及び店舗における衛生管理を徹底しております。新型コロナウイルス感染症対策の基本（従業員の体調チェック・管理、手洗い・アルコール消毒・従業員のマスク着用の徹底、テーブル・厨房機器の消毒、トイレの消毒と清掃の徹底等）を継続し、お客様が安心してご来店いただけるよう常に心がけてまいりました。

③ 人材教育・訓練体制の強化と従業員満足度/エンゲージメント向上への取り組み

人が介するサービス業において、「人財の育成に勝るものなし」の思いのもと、「志」「技術」「情熱」をもてる人材教育・訓練を目指しております。訓練されたおもてなしや調理技術を通じ、お客様から「ありがとう」をいただける店舗を維持できるよう努めてまいります。また、従業員満足度向上については、健康経営組織の構築、産業医による健康管理指導とカウンセリング体制の強化に努め、また、エンゲージメントの向上については、調査を実施、生産性やモチベーションを高める取り組みに着手しました。なお、当社は前年に続き「健康経営優良法人2023」に認定されました。

④ 新業態開発の推進及び販売チャネルの強化

当社グループは、居酒屋業態では地域やお客様の生活スタイルに根差した店

舗展開を図るとともに、「食事（昼間）需要」「家族の『ハレの日』利用」にもお応えできる店舗の構築を強化しております。また、テイクアウト、デリバリーにつきましてもメニューやオペレーションのブラッシュアップを継続するとともに、スマホオーダー、配膳ロボットの導入等で生産性アップを実現することにより、当社グループが掲げる「食を中心とした総合サービス」を提供できる企業を目指してまいります。

⑤ サステナビリティ活動の推進

持続可能な社会を支える一員として、経済的価値追求と社会的課題解決の両立を経営戦略の根幹と位置付け、全てのステークホルダーに多面的な貢献ができるよう、サステナビリティ活動を推進しております。当面の重点項目を「飢餓」「教育」「成長・雇用」「生産・消費」「海洋資源」として取り組みを強化しております。

⑥ M&Aについて

当社グループは、企業価値の向上のため、売上及び利益の拡大に寄与し、新規事業や店舗網の拡大が見込める可能性があるかと判断された事業譲渡や企業買収案件についてアライアンスを含めた検討を進め、協働領域、競合領域を意識した事業展開を推進してまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社やまやであり、同社は当社の株式9,805,000株（自己株式を除いた出資比率50.8%）を保有しています。

当社と親会社との取引は、主として機器管理・保守委託であります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食店の運営
コントラクト事業	給食及び施設内での飲食店の営業受託
その他	—

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 主要な営業所

イ. 当社

本 社 東京都墨田区両国三丁目22番6号
（登記上の本店所在地 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号）
物流センター 埼玉県さいたま市緑区美園一丁目7番8号
店舗数の推移

業 態	2020年3月期		2021年3月期		2022年3月期		2023年3月期	
はなの舞	244	(114)	173	(72)	132	(61)	109	(51)
さかなや道場	202	(147)	150	(105)	130	(94)	109	(81)
魚星	—	—	—	—	5	(5)	12	(12)
龍馬 軍鶏農場	8	(8)	2	(2)	2	(2)	2	(1)
豊丸水産	19	(18)	14	(14)	14	(14)	12	(12)
やきとりさくら	14	(11)	4	(3)	2	(1)	2	(1)
やきとり道場 こだわりやま	30	(2)	22	(1)	16	(0)	16	(0)
チムニー	3	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(0)
升屋	3	(1)	3	(1)	2	(0)	4	(0)
66ダイニング等	8	(8)	7	(7)	7	(7)	6	(6)
大衆食堂 安べゑ	—	—	35	(35)	36	(36)	34	(33)
焼肉 牛星	—	—	13	(10)	15	(8)	9	(4)
ハイブリッド	—	—	—	—	14	(0)	16	(0)
コントラクト	91	(91)	90	(90)	89	(89)	94	(94)
他業態	55	(29)	51	(26)	39	(15)	41	(18)
合計	677	(429)	567	(366)	506	(332)	469	(313)

(注) () 内は直営店

ロ. 子会社

魚鮮水産株式会社

株式会社紅フーズコーポレーション

めっちゃ魚が好き株式会社

大田市場チムニー株式会社

株式会社シーズライフ

愛媛県八幡浜市向灘2453番地

東京都墨田区両国三丁目22番6号

兵庫県尼崎市南武庫之荘一丁目13番15号

東京都大田区東海三丁目2番8号

東京都墨田区両国三丁目22番6号

店舗数の推移

会社名	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
㈱紅フーズコーポレーション	20 (20)	17 (17)	18 (18)	18 (18)
めっちゃ魚が好き㈱	11 (11)	10 (10)	8 (8)	9 (9)
㈱シーズライフ	12 (12)	10 (10)	11 (11)	11 (11)

(注) () 内は直営店

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減
社 員	661 ^名	△36 ^名
パートタイマー	1,240	568
合 計	1,901	532

ロ. 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
社 員	583 ^名	△25 ^名	才 44 ヶ月 7	年 9 ヶ月 7
パートタイマー	1,162	530	— —	— —
合 計	1,745	505	— —	— —

- (注) 1. 平均年令、平均勤続年数、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. パートタイマーにはアルバイトも含め、使用人数は、一人当たり173時間/月換算により算出しております。

(8) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
㈱みずほ銀行	3,590,000千円
㈱三菱UFJ銀行	1,650,000千円
㈱りそな銀行	1,230,000千円
㈱三井住友銀行	530,000千円
㈱商工組合中央金庫	1,000,000千円
㈱日本政策投資銀行	1,000,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,340,800株 |
| (3) 株主数 | 16,800名 |
| (4) 大株主 | |

(2023年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 や ま や	9,805,000株	50.82%
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,759,700株	9.12%
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000,000株	5.18%
加 藤 産 業 株 式 会 社	600,000株	3.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	404,600株	2.09%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 2	269,500株	1.39%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 1	227,600株	1.17%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	181,400株	0.94%
友 弘 栄 司	136,900株	0.70%
中 部 飼 料 株 式 会 社	103,100株	0.53%

※持株比率は、自己株式(47,827株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

会社の地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山内英靖	株式会社やまや 代表取締役会長 やまや東日本株式会社 代表取締役社長 やまや関西株式会社 代表取締役社長 やまや商流株式会社 取締役 株式会社つば八 代表取締役会長 マルシェ株式会社 取締役
代表取締役社長	茨田篤司	社長執行役員 株式会社つば八 取締役
取締役	水上貴史	副社長執行役員 経営企画担当 株式会社つば八 取締役 株式会社シーズライフ 取締役
取締役	根本博史	専務執行役員 管理担当兼専門業態担当 株式会社紅フーズコーポレーション 取締役 めっちゃ魚が好き株式会社 代表取締役社長 株式会社つば八 取締役
取締役	伊藤浩之	常務執行役員 新事業推進担当兼焼肉業態開発部長
取締役	寺脇剛	常務執行役員 FC事業部長
取締役	阿部真琴	執行役員 財経担当
取締役	佐藤浩也	株式会社やまや 代表取締役社長兼社長執行役員 やまや東日本株式会社 取締役 やまや関西株式会社 取締役 やまや商流株式会社 取締役 株式会社つば八 取締役
取締役	田原口裕基	株式会社やまや 執行役員経理部長 株式会社つば八 取締役
取締役	大竹聡	株式会社やまや 執行役員店舗開発部長 やまや東日本株式会社 取締役 やまや商流株式会社 監査役
取締役	大崎裕二	株式会社やまや 執行役員情報システム部長
取締役	大関均	太陽有限責任監査法人パートナー
取締役	沖田美恵子	島田法律事務所パートナー弁護士
常勤監査役	永井政次	株式会社紅フーズコーポレーション 監査役 めっちゃ魚が好き株式会社 監査役 株式会社シーズライフ 監査役
監査役	早坂克昭	株式会社やまや 常勤監査役 やまや東日本株式会社 監査役 やまや関西株式会社 監査役 株式会社つば八 監査役
監査役	越仲信雄	越仲信雄税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち大関均氏、沖田美恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、大関均氏及び沖田美恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 常勤監査役 永井政次氏は、株式会社つば八の経理部門における長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 越仲信雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役のうち永井政次氏、越仲信雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、越仲信雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 株式会社やまやが当社の親会社であります。
5. やまや東日本株式会社及びやまや関西株式会社並びにやまや商流株式会社は、株式会社やまやの子会社であります。
6. 株式会社つば八は株式会社やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。
7. 株式会社紅フーズコーポレーション及びびめっちゃ魚が好き株式会社並びに株式会社シーズライフは当社の子会社であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任事由	退任日	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
和泉 學	任期満了	2022年6月21日	代表取締役社長兼社長執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社シーズライフ取締役 株式会社つば八取締役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	固定報酬	賞与	計
取締役 (うち、社外取締役)	9名 (2名)	55,260千円 (7,200千円)	-千円 (-千円)	55,260千円 (7,200千円)
監査役 (うち、社外監査役)	2名 (2名)	11,400千円 (11,400千円)	-千円 (-千円)	11,400千円 (11,400千円)
合計	11名	66,660千円	-千円	66,660千円

- (注) 1. 取締役の報酬等は、固定報酬と賞与により構成し、各取締役の報酬は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において決議された報酬限度額（年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与とは含まない））の範囲内において定めるものとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
2. 取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会の委任に基づき、代表取締役社長兼社長執行役員茨田篤司及び代表取締役社長が指定する取締役により、固定報酬については役職等を勘案して具体的な報酬額を決定し、賞与については役職、担当、業績、予算達成状況、会社に対する貢献度等を総合的に勘案して決定するものとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が手続きを経て決定されていることを確認することにより、当該方針に沿うものであると判断しております。
3. 取締役の報酬等は、在職時に限り支給するものとし、退職慰労金等は支給しないものとします。
4. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
5. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。
6. 社外役員の報酬等のうち、親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等はありません。
7. 当事業年度については、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい経営環境を踏まえ、前代表取締役社長の報酬の減額を行っております。
8. 監査役の報酬限度額は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤などを考慮し、監査役の協議にて決定することとしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先

地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容
取締役	大関均	太陽有限責任監査法人	当社との間に特別な利害関係はありません。
取締役	沖田美恵子	島田法律事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。
監査役	永井政次	—	—
監査役	越仲信雄	越仲信雄税理士事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。

② 事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動内容
取締役	大関均	17回/17回	—	投資会社等で培った豊富な経験に基づき、取締役会では積極的に発言し、建設的な提言を行っております。
取締役	沖田美恵子	17回/17回	—	弁護士として培われた法律の専門家としての経験と幅広い識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	永井政次	17回/17回	15回/15回	各事業場への実地調査を行う等、各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において監査役としての提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言を行っております。
監査役	越仲信雄	17回/17回	15回/15回	税理士としての会計税務に関する経験知識等に基づき、当社の経営全般、特に税務面について発言を行っております。

(注) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

投資会社等で培った経験及び弁護士としての経験に基づき、取締役会などを通じて発言及び提言を行うことにより、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行い、また支配株主と少数株主との利益相反の監督を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額について同意した理由
監査役会は、前年度の会計監査人の職務遂行状況を検証し、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の妥当性を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

【体制】

当社及び当社の子会社は、チムニーグループの持続的な発展と企業価値の向上のため、創立当初からの企業理念「世界中のお客様からありがとうと言われる企業になろう」の実現に努めるとともに、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のように定めております。

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業倫理憲章を最高経営責任者より全役職員に伝達し、法令及び社会倫理の遵守を当社企業活動の前提とする。
 - (2) 最高経営責任者は、担当役員を以て社内規程の整備、運営を徹底する。
 - (3) 取締役は、コンプライアンスを所管する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を配置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。
 - (4) 代表取締役直属の機関として内部監査室を設置する。
内部監査室は、業務遂行が法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行う。
 - (5) 各部又は室を統括する役員は、固有のコンプライアンスリスクを分析し対策を具体化させ、内部統制委員会において審議した結果を、取締役会に報告する。
 - (6) 全役職員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに総務を統括する部長に報告を行う。また、内部通報規程に基づき、全役職員が直接報告可能な総務部及び常勤監査役を窓口とする2つのホットラインを設置し、報告及び通報を受けた総務を統括する部長はその内容を直ちに調査し、不正行為が明らかになった場合には速やかに是正措置を講ずるとともに再発防止策を策定し、実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報は、当社取締役会規程、文書取扱規程その他の規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとし、情報の保存及び管理を行う。
 - (3) 文書取扱規程の改定等の事項は、当社執行役員会において審議し決議する。
3. チムニーグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、危機管理規程を定め、リスクを適切に管理する体制を整備する。
 - (2) 内部統制委員会を適宜開催し、リスクの未然防止とリスクへの迅速な対応に努める。
 - (3) 内部統制に関する総合的担当者は総務を統括する役員とし、当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(4) 内部監査室は、各部門のリスクを監査し、その結果を最高経営責任者に報告する。

また、必要に応じ改善策を執行役員会において審議決定し、その結果を取締役に報告する。

4. 当社及びグループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、業務の効率的運営と責任体制を確立するため組織規程及び職務権限規程を定め、取締役の業務執行の効率性を確保する。

(2) 当社は、執行役員制度により、業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定に基づき業務を執行する。

5. チムニーグループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、チムニーグループの内部統制システムを整備する。

① 当社関係会社管理規程に基づき、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ること、又は当社に対し報告を行うこと。

② 当社の取締役会に対し、業務執行状況の報告を四半期に1回以上行うこと。

(2) 当社の監査役は関係会社管理規程に基づき、子会社に対する監査を年間2回行い、監査の結果を関係会社管理担当役員に報告する。

(3) 当社の内部監査室は子会社に対し定期的に業務監査を行い、監査結果を関係会社管理担当役員及び当社の監査役に報告する。

6. フランチャイズ店舗（以下、F C店舗という）における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社はF C管理規程を定め、F C事業における取引の安全確保に努めるとともに、債権の回収に係る危険を未然に防止する。

(2) フランチャイズ契約書等の重要書類は文書取扱規程に基づき保存及び管理する。

(3) F C事業部担当役員及びF C事業部員は、F C店舗における問題について改善策を協議し、店舗に対し指導又は支援を行い、その結果を定期的に執行役員会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その者の取締役からの独立性に関する事項、及びその者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は必要に応じて、内部監査室所属の使用人に監査役の職務を補助させるものとする。

(2) 前号に定める監査役の職務を補助する者は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。

(3) 前号に定める監査役の職務を補助する者の異動・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 取締役は、監査役に報告すべき事項を監査役と協議し、以下の各号に定める事項を報告する。

- ① 執行役員会で決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 月次の経営状況における重要な事項
- ④ リスクに関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令及び定款違反
- ⑥ 内部通報制度の通報状況及びその内容
- ⑦ 前各号に定めるほか、コンプライアンスに関する重要な事項

(2) 当社の使用人は、前項第2号、第5号に関する重大事実を発見した場合には、監査役に直接その事実を報告することができる。

(3) 監査役は、内部監査室から監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるとともに、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(4) 取締役は、監査役が取締役会のほか執行役員会、全体会議、内部統制委員会等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、その議案の内容を事前に提示する。

(5) 監査役は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。

9. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

(1) グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、グループ各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、内部通報規程において、監査役に通報した者が、通報したことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止する。

(2) 当社は、監査役に通報したことを理由として通報した者の職場環境が悪化した場合には、通報者の保護に必要な措置を講ずるものとする。

11. 監査役職務の職務執行によって生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払い、又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

【運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、定例取締役会を原則月1回開催し、取締役の職務の執行を監督する他、常勤監査役は、内部統制の実践に向けた規程及び組織体制等の整備の状況を監視し検証するとともに、内部監査室は、監査計画に基づき内部統制システムの運用状況のモニタリングを行い、システムが有効に機能するよう努めております。

(2) コンプライアンス体制

当社総務部は、内部通報制度の利用者に対し、通達等による利用ルールの周知に努めております。当事業年度における重大な法令違反等に関する内部通報はありませんでした。

コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行うための環境を整備するため、セミナー等を実施しました。

(3) 情報保存管理体制

常勤監査役は、取締役会議事録、契約書、覚書その他の重要書類の作成及び保存管理状況を定期的に点検し、情報管理の徹底を図りました。

(4) リスク管理体制

有事の発生に備え、「危機管理規程」を定める他、内部統制委員会を適宜、衛生委員会を原則月1回開催し、リスクの未然防止と問題への迅速な対応に努めました。

(5) 効率的職務執行体制

当社は、執行役員会を原則毎週開催するとともに、執行役員の権限と責任を明確にし、迅速な意思決定に基づく業務執行に努めております。

(6) 子会社管理体制

当社は、全ての子会社に当社の役員又は所管部門の責任者を役員として派遣しております。また、子会社から当社への報告体制に従って報告を受けた事項について、事前承認を行いました。

子会社の監査役を兼務する当社常勤監査役は、内部監査室と連携し子会社に対し監査を行いました。

(7) フランチャイズ（FC）事業における業務の適正を確保するための体制

FC事業を管掌する執行役員は「FC管理規程」に基づき、月初に開催する執行役員会に事業の状況を報告し、重要な案件については執行役員会で協議し対応しました。

(8) 監査役監査体制

取締役は、当社の内部統制システムの基本方針に記載のある報告事項を監査役に報告し、内部監査室は、監査役会に監査の結果を報告しました。

常勤監査役は、重要書類の閲覧の他、「取締役会」「執行役員会」「全体会議」「内

部統制委員会」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監視し検証しました。監査役会は、四半期毎に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行いました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付け、企業価値の向上に向けた内部留保の確保に努めるとともに、株主の皆様に安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。利益配分につきましては、業績動向、内部留保の充実、財務健全性等を総合的に勘案しながら適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

なお、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。また中間配当の基準日を9月30日として定款で定めております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[8,850,097]	[流 動 負 債]	[9,915,473]
現金及び預金	7,438,486	買掛金	950,082
売掛金	514,741	F C 債 務	206,000
F C 債 権	280,739	短期借入金	7,000,000
商貯蔵品	261,895	1年内返済予定の長期借入金	15,360
未収入金	16,047	リース債 務	22,608
その他の	279,285	未払金	707,236
貸倒引当金	301,629	未払法人税等	49,010
	△242,727	賞与引当金	94,021
		店舗閉鎖損失引当金	68,128
		資産除去債 務	105,293
		その他	697,733
[固 定 資 産]	[9,190,723]	[固 定 負 債]	[3,896,502]
(有形固定資産)	(1,402,653)	長期借入金	2,111,360
建物及び構築物	1,196,267	リース債 務	8,826
車両運搬具	250	繰延税金負債	150
リース資産	22,347	退職給付に係る負債	225,492
その他	183,787	資産除去債 務	769,071
		預り保証金	716,217
		その他	65,383
(無形固定資産)	(3,560,801)	負 債 合 計	13,811,976
のれん	3,517,796	純資産の部	
その他	43,005	[株 主 資 本]	[4,194,775]
(投資その他の資産)	(4,227,268)	(資 本 金)	(100,000)
投資有価証券	512,226	(資 本 剰 余 金)	(7,647,739)
繰延税金資産	243,181	(利 益 剰 余 金)	(△3,451,907)
差入保証金	3,456,155	(自 己 株 式)	(△101,055)
その他の	287,210	[その他の包括利益累計額]	[30,960]
貸倒引当金	△271,506	その他有価証券評価差額金	34,091
		退職給付に係る調整累計額	△3,130
		[非支配株主持分]	[3,108]
資 産 合 計	18,040,820	純 資 産 合 計	4,228,844
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,040,820

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,155,749
売上原価	6,506,501
営業利益	13,649,247
販売費及び一般管理費	15,316,312
営業損失	1,667,064
営業外収益	
受取利息	1,649
受取配当金	3,890
持分法による投資利益	3,689
受取手数料	46,926
違約金収入	5,800
雇用調整助成金	20,565
新型コロナウイルス拡大防止協力金	11,401
その他	39,036
営業外費用	
支払利息	96,320
貸倒引当金繰入	2,951
その他	2,339
経常損失	1,635,719
特別利益	
固定資産売却益	2,000
特別損失	
固定資産除却損失	2,139
減損損失	327,429
店舗閉鎖損失引当金繰入	46,463
その他	39,405
税金等調整前当期純損失	2,049,157
法人税、住民税及び事業税	48,817
法人税等還付税額	△2,303
法人税等調整額	△78,871
当期純損失	2,016,800
非支配株主に帰属する当期純損失	206
親会社株主に帰属する当期純損失	2,016,594

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[8,321,707]	[流 動 負 債]	[9,712,154]
現 金 及 び 預 金	6,987,923	買 掛 金	896,786
売 掛 金	477,953	F C 債 務	206,000
F C 債 権	280,739	短 期 借 入 金	7,000,000
商 貯 蔵 品	247,709	リ ー ス 債 務	21,792
前 払 費 用	16,026	未 払 金	673,627
未 収 入 金	275,277	未 払 法 人 税 等	149,008
そ の 他	261,521	預 り 金	46,666
貸 倒 引 当 金	17,283	前 受 収 益	58,073
	△242,727	賞 与 引 当 金	51,767
		店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	80,051
[固 定 資 産]	[9,380,463]	資 産 除 去 債 務	68,128
(有 形 固 定 資 産)	(1,357,343)	資 産 除 去 債 務	105,293
建 物	1,153,953	そ の 他	354,957
構 築 物	1,181		
車 両 運 搬 具	212	[固 定 負 債]	[3,759,187]
工 具、器 具 及 び 備 品	179,978	長 期 借 入 金	2,000,000
リ ー ス 資 産	22,018	リ ー ス 債 務	8,449
(無 形 固 定 資 産)	(3,200,002)	退 職 給 付 引 当 金	222,361
の れ ん	3,156,997	資 産 除 去 債 務	745,237
ソ フ ト ウ ェ ア	39,005	預 り 保 証 金	717,812
そ の 他	4,000	そ の 他	65,326
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(4,823,116)	負 債 合 計	13,471,342
投 資 有 価 証 券	506,087	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	748,587	[株 主 資 本]	[4,196,737]
出 資 金	366	(資 本 金)	(100,000)
関 係 会 社 出 資 金	0	(資 本 剰 余 金)	(7,647,739)
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金	608	資 本 準 備 金	772,621
破 産 更 生 債 権 等	265,470	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,875,117
長 期 前 払 費 用	20,130	(利 益 剰 余 金)	(△3,449,946)
繰 延 税 金 資 産	241,262	利 益 準 備 金	313,177
差 入 保 証 金	3,312,032	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,763,124
そ の 他	77	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,763,124
貸 倒 引 当 金	△271,506	(自 己 株 式)	(△101,055)
		[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[34,091]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	34,091
資 産 合 計	17,702,170	純 資 産 合 計	4,230,828
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,702,170

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,596,325
売 上 原 価		6,027,517
売 上 総 利 益		12,568,807
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,129,907
営 業 損 失		1,561,100
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,643	
受 取 配 当 金	3,890	
受 取 手 数 料	46,926	
違 約 金 収 入	5,800	
業 務 受 託 料	31,414	
雇 用 調 整 助 成 金	20,565	
そ の 他	23,151	133,391
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	96,131	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,951	
そ の 他	2,119	101,202
経 常 損 失		1,528,910
特 別 利 益		
特 別 固 定 資 産 売 却 益	2,000	2,000
特 別 固 定 資 産 除 却 損 失	2,077	
減 損 損 失	317,156	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	46,463	
そ の 他	39,405	405,103
税 引 前 当 期 純 損 失		1,932,014
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	45,416	
法 人 税 等 調 整 額	△77,737	△32,321
当 期 純 損 失		1,899,693

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤田修一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、チムニー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チムニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 仙台事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤英俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤田修一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チムニー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2022年6月21日開催の臨時監査役会において、第15期監査役監査実施計画（基本方針、重点監査項目、職務分担、監査実施スケジュール等）を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、業務執行取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、非常勤社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社については、常勤監査役が当該子会社の監査役を兼務することにより、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、全取締役から「取締役の職務執行状況確認書」の提出を求め、調査いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、会計監査人の監査に同行し、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤内部監査室からは、子会社を含む監査の結果について、毎月の監査役会において報告を受け、また、定期的に会計監査人を含む三様監査の連携を図りました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④親会社並びに持分法適用関連会社との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

チムニー株式会社 監査役会
常勤社外監査役 永井政次 ㊟
監査役 早坂克昭 ㊟
社外監査役 越仲信雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 合併契約承認の件

1. 本合併を行う理由

当社は、お客様の食事需要と肉に対する嗜好性の高さに対応するため、「焼肉牛星」業態を運営する株式会社シーズライフ（以下「シーズライフ社」という。）を2019年12月に子会社化いたしました。

「焼肉牛星」は、プロの目利きで厳選された上質なお肉をリーズナブルな価格で味わえるメニュー構成と小さなお子様も安心できる居心地の良い空間が特徴で、ファミリー層を中心とした地元の常連のお客様に支持をいただいている業態です。

この業態特性を活用し、2019年12月以降、シーズライフ社に加え、当社直営店及びFCオーナーによる「焼肉牛星」ブランドの出店を継続いたしました。また、「焼肉牛星」を参考に派生した焼肉ブランドや、「焼肉牛星・はなの舞」など複数業態を運営するハイブリッド店舗を含め、焼肉業態の店舗数は2019年12月の11店舗から40店舗（2023年1月31日時点）までに増加しました。

このように焼肉業態の店舗数が増えるなか、商品・メニュー・店舗開発運営をチムニーグループ内でより一体化し、「焼肉牛星」オリジナルの業態特性を活かしつつ、スピーディーにお客様のニーズに呼応した店舗展開ができるよう、当社の完全子会社であるシーズライフ社を吸収合併することとし、2023年2月14日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、株式会社シーズライフを吸収合併する効力発生日を2023年4月1日とする旨の合併契約書の締結を決議し、同日付で合併契約書を締結いたしました。

なお、2023年2月14日開催の取締役会決議時点においては、簡易合併を予定しておりましたが、抱合せ株式消滅差損（合併差損）が生じる可能性があることにより、会社法第796条第2項ただし書及び第795条第2項第1号の規定により、本合併に係る合併契約のご承認をお願いするものであります。

2. 吸収合併契約の内容の概要

当社及び株式会社シーズライフが2023年2月14日付で締結した合併契約（なお、同年3月14日付変更契約に基づく変更を反映したものです）の内容は以下のとおりです。

吸収合併契約書（写）

チムニー株式会社（以下「甲」という。）、株式会社シーズライフ（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（合併をする当事者の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

甲：商号 チムニー株式会社

住所 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号

（2）吸収合併消滅会社

乙：商号 株式会社シーズライフ

住所 東京都墨田区両国三丁目22番6号

第3条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和5年7月1日とする。但し、甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、効力発生日を変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、乙の発行済株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第5条（合併の承認）

1. 甲は、令和5年6月下旬に株主総会を開催し、本契約の承認及び必要な事項の決議を行う。但し、本合併手続きの進行に応じて必要があるときには、甲乙協議の上、この日程を変更することができる。

2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、同法第783条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行う。

第6条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって業務の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務

に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときその他本合併の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第5条第1項に定める甲の株主総会決議による承認が得られなかったとき、または、本合併の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写し1通を保管する。

令和5年2月14日

甲：東京都墨田区亀沢一丁目1番15号
チムニー株式会社

代表取締役 茨田篤司 印

乙：東京都墨田区両国三丁目22番6号
株式会社シーズライフ

代表取締役 江口友幸 印

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

株式会社シーズライフは当社の完全子会社であるため、本吸収合併に際して当社は株式その他の対価の交付は行いません。また、本吸収合併による当社の資本金及び資本準備金の額の増加はありません。

(2) 株式会社シーズライフの最終事業年度に係る計算書類等

株式会社シーズライフの最終事業年度(2021年4月1日から2022年3月31

日まで)に係る計算書類等の内容は、別紙1「株式会社シーズライフの最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりであります。

- (3) 当社及び株式会社シーズライフにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
該当事項はありません。

(別紙1-株式会社シーズライフの最終事業年度に係る計算書類等の内容)

株式会社シーズライフ

事業報告

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなか、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による休業や時間短縮営業等で売上高は前年を更に下回る結果となりました。そのような中で営業面におきましては、各店舗で感染拡大防止対策を徹底し、お客様と従業員の安全・安心を第一とした営業に努めてまいりました。11月にはチムニー社の居酒屋業態からの転換で船堀店を新規オープンさせ、またチムニー社とのマスターフランチャイズ契約に基づくチムニーグループの焼肉業態部門の拡大にも引き続き取り組んでまいりました。

商品面におきましては、8月に関東圏の酒類取引業者を変更、11月には主力の牛星カルビを中心に価格改定を実施して仕入価格高騰へ対応する一方、国産牛カルビ等新メニューを続々と追加して、お客様の満足度を高めるメニュー提案を行ってまいりました。

インフラ面におきましては、全店でwifi環境の導入など通信環境整備に着手しております。

店舗数につきましては、上記船堀店の出店により、当事業年度末時点における店舗数は11店舗となりました

以上の結果、売上高は410,170千円、営業損失75,373千円、経常利益218,824千円、当期純利益88,757千円となりました。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第9期 2019年 11月期	第10期 2020年 3月期	第11期 2021年 3月期	第12期 2022年 3月期
売上高 (千円)	292,631	298,753	665,309	410,170
経常利益 (千円)	△19,704	11,826	△22,345	218,824
当期純利益 (千円)	△16,510	1,990	△44,002	88,757
総資産 (千円)	214,400	192,494	200,927	299,447
純資産 (千円)	26,873	28,864	△15,137	73,619

(注) 第9期につきましては決算期の変更により、2019年8月1日から2019年11月30日までの4ヶ月間、10期につきましても2019年12月1日から2020年3月31日までの4ヶ月間となっております。

(3) 資金調達等

①資金調達

当事業年度においては、新たな借入はなく、金融機関へ17,340千円の返済を行い、借入金の当事業年度末借入金残高は、131,735千円となっております。また、リース会社に対するリース債務残高は、1,914千円となっております。

②設備投資

当事業年度においては、新たな設備投資はありません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は、チムニー株式会社であり、同社は当社の株式180株（出資比率100%）を保有しています。

②子会社の状況

該当ありません。

(5) 事業内容

焼肉店の直営による店舗展開

(6) 営業所及び使用人の状況

①営業所

本社	東京都墨田区両国三丁目2番6号
焼肉牛星 十条店	東京都北区
焼肉牛星 蕨店	埼玉県蕨市
焼肉牛星 西大島店	東京都江東区
焼肉牛星 三河島店	東京都荒川区
焼肉牛星 亀戸店	東京都江東区
焼肉牛星 白山店	東京都文京区
焼肉牛星 戸越銀座店	東京都品川区
焼肉牛星 草加店	埼玉県草加市
焼肉牛星 高松空港通り店	香川県高松市
焼肉牛星 木場店	東京都江東区
焼肉牛星 船堀店	東京都江戸川区

②使用人の状況

社員	41人（チムニーからの出向者4名含む）
パートタイマー	10人（アルバイト含み、一人当たり173時間/月換算により算出）

(7) 借入先

商工中金、埼玉りそな銀行

2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 1,800株
- (2) 発行済株式の総数 180株
- (3) 株主数 1名
- (4) 株主名及び持株数
チムニー株式会社 180株 (100%)

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等 2022年3月31日現在

代表取締役 江口 友幸

取締役 和泉 學

取締役 水上 貴史

取締役 細見 真智子

取締役 宮崎 裕一

監査役 永井 政次

I. 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	267,074,597	[流動負債]	100,200,909
現金及び預金	192,112,073	買掛金	23,434,572
売掛金	15,329,680	1年内返済予定の長期借入金	17,340,000
商品	6,861,585	リース債務	814,125
前払費用	165,280	未払金	4,847,077
未収入金	52,755,979	未払費用	10,128,888
貸倒引当金	△150,000	未払法人税等	30,912,400
[固定資産]	32,372,460	預り金	857,179
(有形固定資産)	22,415,891	前受収益	4,666,668
建物	19,541,649	賞与引当金	7,200,000
構築物	476,883	[固定負債]	125,626,263
工具、器具及び備品	1,639,342	長期借入金	114,395,000
リース資産	758,017	リース債務	1,100,808
		資産除去債務	9,474,928
		繰延税金負債	655,527
		負債合計	225,827,172
		純資産の部	
(投資その他の資産)	9,956,569	[株主資本]	73,619,885
出資金	10,000	(資本金)	9,000,000
長期前払費用	6,688	(利益剰余金)	64,619,885
差入保証金	9,939,881	その他利益剰余金	64,619,885
		繰越利益剰余金	64,619,885
		純資産合計	73,619,885
資産合計	299,447,057	負債・純資産合計	299,447,057

損 益 計 算 書

(自2021年 4月 1日)
至2022年 3月 31日)

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		410,170,746
売 上 原 価		173,347,139
売 上 総 利 益		236,823,607
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		312,197,526
営 業 損 失		75,373,919
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,316	
雇 用 調 整 助 成 金	79,757,803	
新 型 感 染 症 拡 大 防 止 協 力 金	212,378,000	
そ の 他	2,475,418	294,612,537
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	400,349	
雑 損 失	13,995	414,344
経 常 利 益		218,824,274
特 別 損 失		
減 損 損 失	18,991,841	
新 型 感 染 症 対 応 に よ る 損 失	73,979,208	92,971,049
税 引 前 当 期 純 利 益		125,853,225
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30,912,601	
法 人 税 等 調 整 額	6,182,819	37,095,420
当 期 純 利 益		88,757,805

Ⅲ. 株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(単位：円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	9,000,000	△24,137,920	△24,137,920	△15,137,920	△15,137,920
当期変動額					
当期純利益		88,757,805	88,757,805	88,757,805	88,757,805
当期変動額 合計		88,757,805	88,757,805	88,757,805	88,757,805
当期末残高	9,000,000	64,619,885	64,619,885	73,619,885	73,619,885

IV. 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、建物及び一部の建物附属設備については定額法

主な耐用年数

建 物 10年～20年

工具、器具及び備品 5年～12年

② 無形固定資産

定額法

のれんについては、5年の定額法により償却を行っております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

長期前払費用 定額法

主な償却期間 3年～5年

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、飲食業を営んでおり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による損益への影響はありません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	58,037千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,325千円
短期金銭債務	3,118千円
長期金銭債権	22千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物 工具、器具及び備品 リース資産 その他	東京都江東区 牛星 木場店他合計5店舗

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングをしております。牛星 木場店他合計5店舗につきましては店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値(割引率5.6%)と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しております。減損損失の内訳は建物 16,408千円、工具、器具及び備品 1,322千円、リース資産 505千円、その他755千円であります。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕 入 高	21,894千円
その他営業収益	5,163千円
その他営業費用	25,625千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
譲渡制限株式	180	-	-	180

監査報告書

株式会社シーズライフ
代表取締役 江口 友幸 殿

第12期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監査の方法として、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当社の取締役等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めるとともに、本社にて実地調査を行いました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であります。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

以上

2022年5月17日
株式会社シーズライフ
監査役 永井政次 印

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員13名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やま うち ひで てる 山 内 英 靖 (1962年11月15日生)	1985年4月 ㈱やまや入社 1985年12月 同社取締役仙台支店長 1988年7月 同社取締役貿易部長 1994年10月 同社取締役経営企画室長 1999年4月 同社取締役営業部長 1999年6月 同社常務取締役営業部長 2002年6月 同社専務取締役営業本部長 2004年6月 やまや商流㈱取締役(現任) 2005年6月 ㈱やまや代表取締役社長 2006年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2008年7月 やまや関西㈱代表取締役社長(現任) 2012年8月 やまや北陸㈱(現やまや東日本㈱) 代表取締役社長(現任) 2014年3月 当社取締役 2015年3月 当社取締役相談役 2016年3月 当社代表取締役会長(現任) 2018年11月 ㈱つば八代表取締役会長(現任) 2020年6月 マルシェ㈱取締役(現任) 2020年7月 ㈱やまや代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや代表取締役会長 やまや東日本㈱代表取締役社長 やまや関西㈱代表取締役社長 やまや商流㈱取締役 ㈱つば八代表取締役会長 マルシェ㈱取締役	—
2	ぼら だ あつ し 次 田 篤 司 (1967年1月11日生)	1989年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行 2013年4月 同行渋谷法人営業第三部長 2015年4月 同行静岡法人営業部長 2017年4月 同行新宿法人営業第一部長 2019年4月 同行理事新宿法人営業第一部長 2020年4月 同行理事東日本第二法人営業本部長 2022年5月 当社顧問 2022年6月 ㈱つば八取締役(現任) 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) ㈱つば八取締役	—
3	みず かつ たか し 水 上 貴 史 (1974年5月26日生)	1993年11月 ㈱やまや入社 2009年4月 スピード㈱出向 営業部長 2010年1月 やまや関西㈱出向 統括営業部長 2012年8月 ㈱やまや九州営業部長 2015年7月 当社出向 執行役員商品部代理 2018年2月 当社執行役員商品部担当代理 2018年11月 ㈱つば八取締役(現任) 2019年6月 当社入社 当社取締役執行役員社長付特命担当 2019年12月 ㈱シーズライフ取締役(現任) 2020年3月 当社取締役副社長執行役員経営企画担当 2023年4月 当社取締役副社長執行役員経営戦略担当(現任) (重要な兼職の状況) ㈱シーズライフ取締役 ㈱つば八取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	ね もと ひろ ぶみ 根 本 博 史 (1971年11月9日生)	<p>1996年4月 旧チムニー㈱入社 2010年9月 当社執行役員管理本部訓練部長 2011年1月 当社執行役員営業統括本部第4事業本 部長 2012年1月 当社執行役員人事総務本部長 2013年1月 当社執行役員東日本事業本部長 2014年1月 当社執行役員直営統括部長 2014年3月 当社取締役常務執行役員直営統括部長 2015年1月 当社取締役常務執行役員直営営業担当 2016年2月 当社取締役常務執行役員直営営業担当 兼新業態開発担当 2017年2月 当社取締役常務執行役員東日本直営担当 2018年11月 (株)つば人取締役(現任) 2019年2月 当社取締役常務執行役員直営統括担当 兼店舗活性化部長 2019年6月 当社取締役専務執行役員直営統括担当 兼商品担当兼店舗活性化部長 2019年10月 当社取締役専務執行役員商品担当 2020年3月 当社取締役専務執行役員管理担当兼専 門業態担当 2020年4月 (株)レッドコーポレーション取締役(現任) めっちゃ魚が好き(株)代表取締役社長(現任) 2023年4月 当社取締役専務執行役員営業統括担当 (現任) (重要な兼職の状況) (株)レッドコーポレーション取締役 めっちゃ魚が好き(株)代表取締役社長 (株)つば人取締役</p>	46,900株
5	い とう ひろ ゆき 伊 藤 浩 之 (1969年9月18日生)	<p>1995年4月 テンアライド㈱入社 2004年2月 旧チムニー㈱入社 2012年1月 当社執行役員東日本直営事業本部長 2013年1月 当社執行役員西日本事業本部長 2014年3月 当社執行役員中国・九州事業部長 2015年1月 当社執行役員商品部長 2016年2月 当社取締役常務執行役員商品担当兼新 業態開発担当 2016年3月 当社取締役常務執行役員商品担当兼新 業態開発担当兼商品部長 2017年2月 当社取締役常務執行役員西日本直営担当 2019年2月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 兼コントラクト事業部長 (株)レッドコーポレーション取締役 めっちゃ魚が好き(株)取締役 2019年5月 (株)レッドコーポレーション代表取締役社長 めっちゃ魚が好き(株)代表取締役 2019年6月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 2019年10月 当社取締役常務執行役員直営統括担当 2020年3月 当社取締役常務執行役員直営統括担当兼東日本直営担当 2021年4月 当社取締役常務執行役員直営統括担当 2022年6月 当社取締役常務執行役員新事業推進担当兼焼肉業態開発部長 2023年4月 当社取締役常務執行役員営業企画担当(現任)</p>	6,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	てら 寺 わき 脇 つよし 剛 (1963年3月23日生)	2004年7月 ㈱マイカルカンテボーレ入社 2008年11月 旧チムニー㈱入社 2009年12月 当社関西西事業部長 2010年6月 当社関西・四国事業部長 2011年1月 当社店舗サポート部長 2011年7月 当社FC事業部長 2013年7月 当社執行役員FC事業本部長 2014年1月 当社執行役員FC事業部長 2015年1月 当社執行役員事業推進部長 2016年2月 当社執行役員FC事業部長 2016年3月 当社取締役執行役員FC事業部長 2018年2月 当社取締役常務執行役員管理担当兼総務部長 2019年3月 当社取締役常務執行役員管理担当 2019年10月 当社取締役常務執行役員管理担当兼FC事業部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員FC事業部長 2023年4月 当社取締役常務執行役員管理担当(現任)	—
7	あ 阿 べ 部 ま 真 こと 琴 (1972年1月26日生)	1998年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2002年4月 公認会計士登録 2013年10月 当社入社 管理本部長 2014年1月 当社経理部長 2014年3月 当社執行役員経理部長 2016年3月 当社取締役執行役員経理部長 2017年6月 当社執行役員経理部長 2020年3月 当社執行役員経理担当 2021年6月 当社取締役執行役員経理担当(現任)	100株
8	さ 佐 とう 藤 こう 浩 や 也 (1966年8月31日生)	1989年4月 ㈱やまや入社 2003年6月 同社取締役営業部長 2006年6月 同社執行役員営業部長 2007年6月 同社常務執行役員営業部長 2010年1月 やまや関西㈱取締役(現任) 2012年6月 やまや商流㈱取締役(現任) 2012年8月 やまや北陸㈱(現やまや東日本㈱)取締役(現任) 2013年6月 ㈱やまや取締役専務執行役員営業部長 2015年3月 当社取締役(現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役(現任) 2020年7月 ㈱やまや代表取締役社長兼社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや代表取締役社長 やまや東日本㈱取締役 やまや関西㈱取締役 やまや商流㈱取締役 ㈱つば八取締役 ㈱やまや入社 同社経理部課長 同社経理部次長 同社経理部長 同社執行役員経理部長(現任) 当社取締役(現任) 2017年6月 ㈱つば八取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや執行役員経理部長 ㈱つば八取締役	—
9	た 田 わら 原 ぐち 口 ゆう 裕 き 基 (1971年2月16日生)	1994年4月 ㈱やまや入社 2006年6月 同社経理部課長 2007年3月 同社経理部次長 2012年6月 同社経理部長 2014年6月 同社執行役員経理部長(現任) 2017年6月 当社取締役(現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや執行役員経理部長 ㈱つば八取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
10	おお 大 たけ さとし 竹 聡 (1974年1月18日生)	1996年4月 ㈱やまや入社 2010年6月 同社商品部長 2012年6月 やまや商流㈱ 監査役(現任) 2014年6月 ㈱やまや執行役員商品部長 やまや北陸㈱(現やまや東日本㈱) 取締役(現任) 2015年6月 ㈱やまや取締役執行役員商品部長 2020年7月 同社取締役執行役員営業部長 2021年9月 同社取締役執行役員監査室長 2022年6月 当社取締役(現任) ㈱やまや執行役員店舗開発部長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや執行役員店舗開発部長 やまや東日本㈱取締役 やまや商流㈱監査役	—
11	おお 大 さき ゆう じ 大 崎 裕 二 (1968年11月13日生)	2003年2月 ㈱やまや入社 2007年3月 同社情報システム部次長 2009年7月 同社情報システム部長 2014年6月 同社執行役員情報システム部長(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや執行役員情報システム部長	—
12	おお 大 げき ひとし 関 均 (1958年8月14日生)	1982年4月 日本合同ファイナンス㈱(現㈱ジャフコグループ) 入社 1988年4月 同社投資第2部投資2課長 1990年10月 同社仙台支店長 1995年7月 同社人事部次長 1998年4月 同社第1投資グループ投資1チームマネージャー 2006年4月 同社第4投資運用本部投資運用1部長 2010年4月 同社開発投資運用本部開発投資運用1部長 2011年10月 優成監査法人入所 2012年7月 同社特定社員就任 2013年2月 優成アドバイザー(㈱代表取締役) 2017年6月 当社取締役(現任) 2018年7月 太陽有限責任監査法人パートナー(現任) (重要な兼職の状況) 太陽有限責任監査法人パートナー	—
* 13	なが やま つね まさ 長 山 恒 正 1959年4月17日生	1982年4月 ニッカウキスキー㈱入社 2007年9月 アサヒビール㈱営業本部焼酎部部長 2010年3月 同社理事営業本部流通部担当部長 2014年3月 同社執行役員営業本部流通部部長 2020年3月 同社常務執行役員法人営業本部部長 2022年3月 同社営業本部常勤顧問 2023年3月 同社退職	—

- (注) 1. 候補者番号の上に附された※は新任取締役候補者であります
2. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
3. 大関均氏及び長山恒正氏は社外取締役候補者であります。
なお、大関均氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
4. 大関均氏につきましては、投資会社、監査法人、アドバイザー企業で蓄積された豊富な経験に基づき、企業の状況を的確につかみ本質的な指摘をいただき且つ多面的で長期的な視点から当社の経営に参画していただくべく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うとともに、支配株主と少数株主との利益相反の監督を行っていただくことを期待しております。
なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
また、当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
5. 長山恒正氏につきましては、事業会社で蓄積された豊富な経験に基づき、企業の状況を的確

につき本質的な指摘をいただき且つ多面的で長期的な視点から当社の経営に参画していただくべく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うとともに、支配株主と少数株主との利益相反の監督を行っていただくことを期待しております。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

また、本総会において、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

6. ㈱やまやが当社の親会社であります。
7. やまや東日本㈱及びやまや関西㈱並びにやまや商流㈱は㈱やまやの子会社であります。
8. ㈱つば八は㈱やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。
9. ㈱紅ブーズコーポレーション及びめっちゃ魚が好き㈱並びに㈱シーズライフは当社の子会社であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役永井政次氏、同越仲信雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

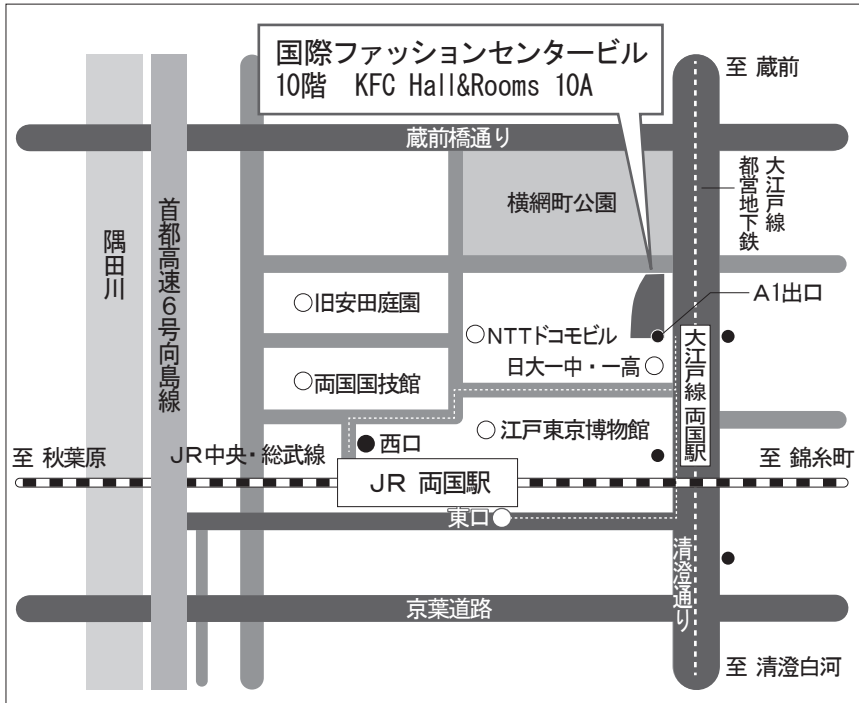
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	なが 永井政次 (1959年3月10日生)	1987年1月 ㈱つば八入社 2002年4月 同社経理部長 2006年5月 つば八酒類販売㈱取締役 2009年6月 ㈱つば八取締役管理副本部長兼経理部長 2010年6月 同社取締役管理副本部長兼経理部長 2015年4月 同社取締役管理副本部長 2018年6月 つば八酒類販売㈱代表取締役 2019年6月 当社常勤監査役(現任) 2019年7月 ㈱レッドコーポレーション監査役(現任) 2019年7月 めっちゃ魚が好き㈱監査役(現任) 2019年12月 ㈱シズライフ監査役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱レッドコーポレーション監査役 めっちゃ魚が好き㈱監査役 ㈱シズライフ監査役	—
2	こし 越仲信雄 (1949年8月25日生)	1968年4月 札幌国税局総務部 2007年7月 向島税務署署長 2008年7月 荒川税務署署長 2009年10月 越仲信雄税理士事務所所長(現任) 2013年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 越仲信雄税理士事務所	—

- (注) 1. 永井政次氏及び越仲信雄氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 永井政次氏及び越仲信雄氏は社外監査役候補者であります。
永井政次氏の監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
越仲信雄氏の監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年3ヶ月となります。
3. 永井政次氏を社外監査役候補者とした理由
永井政次氏につきましては、当社の現任の社外監査役として監査役の職責を十分に果たしており、引き続き事業会社での長年に亘る経理実務で蓄積された豊富な経験に基づく高い見識を基に、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断して社外監査役候補者とするものであります。
4. 越仲信雄氏を社外監査役候補者とした理由
越仲信雄氏につきましては、当社の現任の社外監査役として監査役の職責を十分に果たしており、引き続き税務会計の専門家としての実務経験に基づく高い見識を基に、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断して社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、永井政次氏及び越仲信雄氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額としております。本総会において、両氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都墨田区横網一丁目 6 番1号
KFC Hall & Rooms 10階 Room 10 A



交通案内

- 都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1出口徒歩0分
- JR総武線「両国駅」東口・西口より徒歩約7分